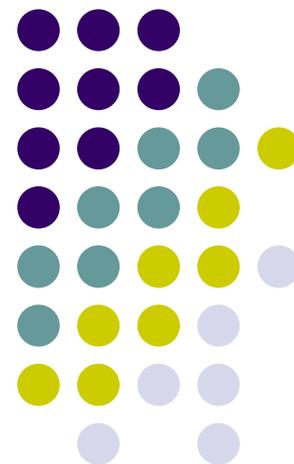


# 「小規模企業等『事業承継』支援事業」 の受託業務内容について

税理士法人 袖野会計  
コンサルティング部





# 栃木県よりの受託業務の内容

## ● 「小規模企業等『事業承継』支援事業」の業務を受託

この度、当法人は、栃木県が行う「小規模企業等『事業承継』支援事業」の実施機関として業務を受託しました。

この事業は、企業の経営者の高齢化の進展や中小・零細企業ほど事業の後継者不足に直面している実情を踏まえ、廃業による県内中小企業の技術や雇用機会の喪失を防ぐため、県内小規模企業等を対象として、企業の円滑な事業承継を支援することを目的として栃木県が実施するものです。

当法人は、従来より多数の事業承継の支援業務に携わっており、この度、当該業務をメイン業務とするコンサルティング部を立ち上げたところ、栃木県より上記事業の実施機関として業務を委託されました。当法人は、栃木県よりの委託業務として、セミナーや個別相談会などを開催し、事業承継に関する様々な経営課題や経営者又は後継者の方々の悩み等の解決を図り、必要に応じて事業承継計画の作成を支援いたします。また、当該委託業務の実行を通じて、事業承継の支援を行う際に求められる能力を身につけた有為な人材を育成することについても期待されています。

当法人は、地元密着型の税理士法人として、様々な業種に属する企業のほか医療法人、学校法人、公益法人など多様なお客様に対して税務・会計・財務等に関する専門的サービスを提供して参りました。当該委託業務が栃木県より当法人へ委託されたのは、当法人が現在までに、様々な業種、業態のお客様に対して、円滑な事業承継の実現を支援してきたことのほか金融機関との交渉に関する助言や金融に関する経営課題の解決を果たすことにより事業の再建の支援も多数行ってきた実績に基づくノウハウが蓄積されていることが評価されたものであると自負しております。今後とも皆様の信頼と期待に応えるべく、中小企業等の事業承継の支援を通じて、栃木県内経済の発展に寄与する所存です。



# 受託業務のサービス提供対象者

- 中小企業基本法に定める小規模企業者
  - おおむね常時使用する従業員の数が20人以下の事業者  
(商業又はサービス業の場合は5人以下)
- 中小企業基本法及び経営承継円滑化法に定める以下の事業者

業種	資本金	又は	従業者数
製造業その他	3億円以下		300人以下
ゴム製品製造業			900人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
小売業	5千万円以下		50人以下
サービス業			100人以下
旅館業			200人以下
ソフトウェア・情報処理サービス業旅館業	3億円以下		300人以下

- 医療法人、学校法人、公益法人、宗教法人など各種法人
- 個人事業者、個人開業医その他個人  
(※) 上記は、当該受託業務の主な対象者です。

上記以外の方々に対しましても事業承継支援その他の業務を承ります。



# 受託業務の具体的な実施方法

## ● 「事業承継」に関するセミナーの開催

栃木県よりの受託業務につき参加費は原則として無料

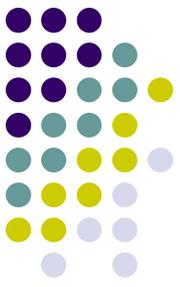
## ● 「事業承継」に関する個別相談への対応

栃木県よりの受託業務につき一般的事項の相談に関する相談料は原則として無料(※)

## ● 事業承継計画の策定支援

栃木県よりの受託業務につき概要計画策定に関する支援報酬は原則として無料(※)

(※) 個別相談への対応又は事業承継計画の策定支援につきましては、案件の内容又は相談者のご要望などにより、別途契約(有償)を締結した上で実施する場合がございます。また、事業承継計画の実行など事業承継に必要な具体的対応策の実行又は実行支援につきましては、別途契約(有償)を締結した上で実施いたします。



# セミナーテーマ又は個別相談項目

---

- 相続税・贈与税その他税務に関する事項
- 遺言その他相続一般に関する事項
- 経営承継円滑化法（納税猶予・遺留分特例等）に関する事項
- 自社株評価・自社株承継に関する事項
- 金融機関との交渉その他資金調達に関する事項
- M&Aの手法を用いた事業承継に関する事項
- 従業員又は親族外経営者による事業承継に関する事項
- 後継者のマネジメント能力育成に関する事項
- 円滑な撤退、成長事業への事業転換に関する事項
- その他円滑な事業承継を実現するための経営課題や経営者の方の悩みに関する事項



# 当法人の最近の業務実績

<「事業承継」支援業務の一部のご紹介>

## 県内製造業

- ・後継者が出資設立した会社へ先代出資会社の事業を移転、後継者出資会社で利益計上し、先代出資会社の株価低減により相続税負担を軽減

## 県内遊技場業

- ・DESを伴い非上場株式の納税猶予制度を活用、贈与税負担を軽減
- ・相続時精算課税制度の併用により税負担を軽減

## 県内製造業

- ・非上場株式の納税猶予制度と併せて、遺留分の民法特例制度を活用
- ・争い無き相続を実現

## 県内建設業

- ・自社株の株価算定及び持ち株会社設立による株価及び事業への影響を検討
- ・後継者への承継に際してガバナンスのあり方の検討及び統治機構改革の実行

## 県外医療法人

- ・民事再生法による医療法人の再建を支援
- ・先代及び先代親族の保証債務問題を解決、後継者医師への承継を実現

## その他

- ・建設業 : グループ組織再編を実行し経審格付を向上した上での事業承継
- ・不動産業 : 再建途上企業の後継者に対する金融機関との交渉を助言
- ・医療法人 : 個人医院の法人化による影響のシミュレーションを実施
- ・卸売業 : 従業員不正を契機に内部統制制度の整備を支援

他多数

個人相続税申告年間実績10件程度



# 当法人の連絡先

- 法人名称

税理士法人 袖野会計

- 代表者

代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康

- 法人所在地

〒320-0806 栃木県宇都宮市中央一丁目9番11号大銀杏ビル2階

- 連絡先等

TEL : 028-651-3460

FAX : 028-651-3461

URL : <http://www.sdncpa.or.jp>

E-mail : [consulting@sdncpa.or.jp](mailto:consulting@sdncpa.or.jp)

- 事業責任者(お問い合わせ先)

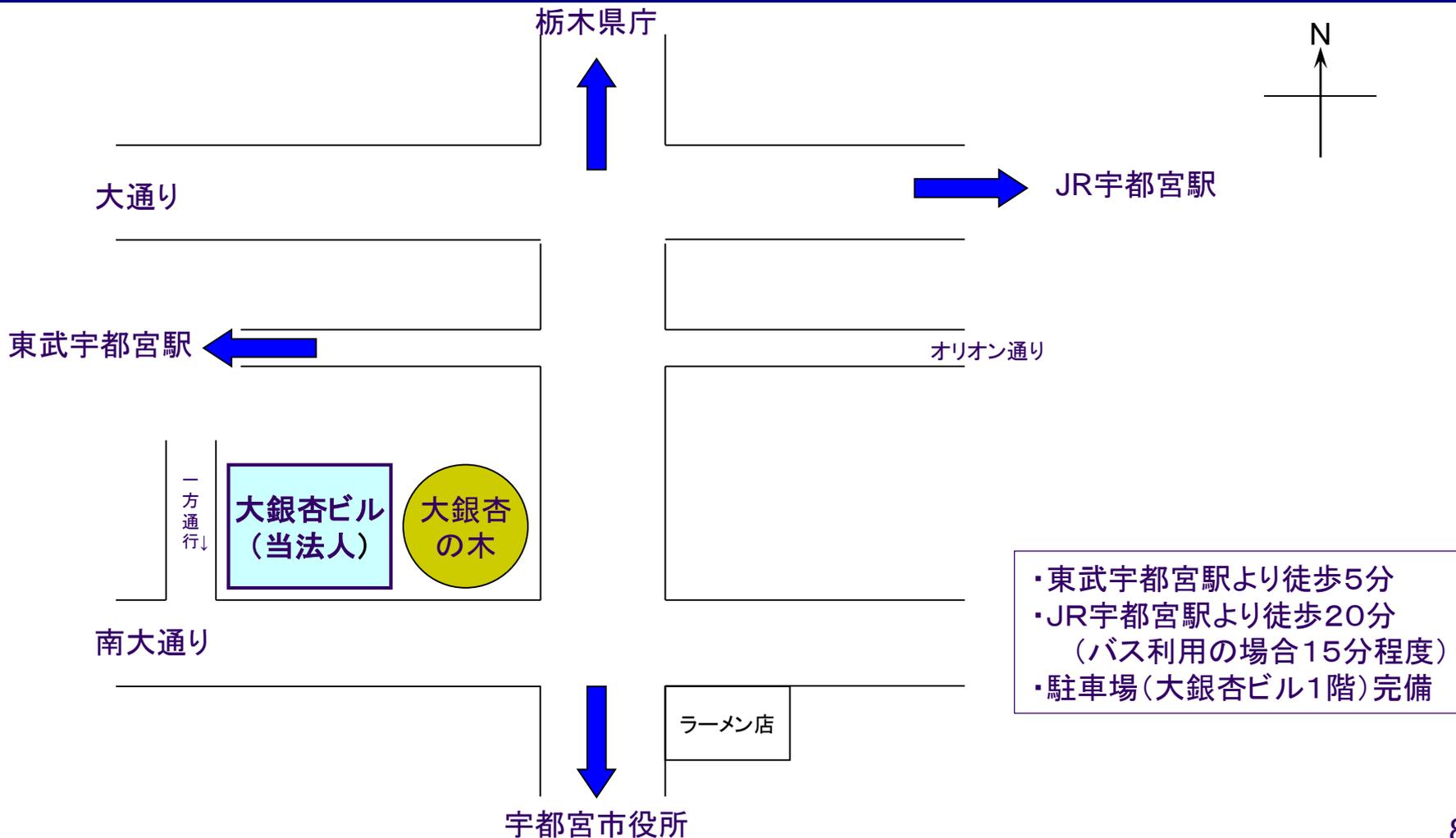
コンサルティング部 部長 公認会計士・税理士 北爪功一

(又は、総務部 廣田)



# 当法人へのアクセス

<栃木県宇都宮市中央一丁目9番11号大銀杏ビル2階(受付)>



# 事業承継等相談申し込み記入用紙

(下記用紙に必要事項をご記入の上、FAX又はE-mailにより当法人までお送りください。)

<FAX:028- 651-3461>

<E-mail:consulting@sdncpa.or.jp>



会社名			
会社所在地			
(ふりがな) 氏名		役職	
		生年月日	年 月 日(才)
住所	〒		
連絡先	TEL:	E-mail:	
相談内容			
会社概要	事業内容		
	年間売上高		経常利益
	資本金		純資産額
	総資産額		従業員数